

豊橋市雨水貯留槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市雨水貯留槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、雨水貯留槽を購入する者に対し、補助金を交付することにより、水資源としての雨水の有効利用を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、国又は地方公共団体その他公共団体から雨水貯留槽に係る補助金を受けていない者とする。

- (1) 市内に居住している者又は居住予定である者。
- (2) 居住地又は居住予定地に雨水貯留槽設置場所を確保している者。
- (3) とよはしエコファミリーに登録されている、又は本事業完了までにとよはしエコファミリーの登録手続を行う世帯に属する者。
- (4) 豊橋市税を滞納していない者。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、雨水貯留槽の購入費（消費税及び地方消費税を含む。）の2分の1以内の額とし、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。ただし、当該額が18,000円を超える場合は18,000円とする。

- 2 前項の購入費は、雨水貯留槽の本体購入費とする。
- 3 補助金の交付の対象となる雨水貯留槽の数は、一世帯につき1基とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、雨水貯留槽購入前に、あらかじめ雨水貯留槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1）（以下「交付申請書」という）及び、市長が必要と認めた書類等を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の交付申請書を先着順に受け付けるものとし、予算の範囲を超えるときは受付を停止することができる。

(交付の決定及び通知等)

第6条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地検査等を行い、補助金の交付の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該申請者に対しその旨を雨水貯留槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第2）により通知する。
- 3 前項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付決定日以降に雨水貯留槽を購入することができる。
- 4 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、雨水貯留槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（様式第3）により申請をした者に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後において、当該補助金に係る申請内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに雨水貯留槽設置整備事業補助金等変更申請書（様式第4）（以下「変更申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければなら

ない。

- 2 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項の変更申請書の提出又は前項の報告があった場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 4 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、雨水貯留槽設置整備事業補助金等変更決定通知書（様式第5）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、事業を完了したときは、雨水貯留槽設置完了報告書（様式第6）に次の書類等を添付して、完了日の翌日から起算して15日以内、または当該年度の3月15日（その日が豊橋市の休日を定める条例（平成3年豊橋市条例第3号）による市の休日に当たるときは、市の休日の翌日）のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- （1）雨水貯留槽販売証明書（様式第7）
- （2）雨水貯留槽の購入費に係る領収書（原本又は写し）
- （3）その他市長が必要と認めたもの

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第8）により当該補助事業者に対し通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 補助事業者は、前条の補助金の交付額確定の通知を受けたときは速やかに雨水貯留槽設置整備事業補助金請求書（様式第9）を提出し、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。